

## 日本脳炎予防接種の特例措置について

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成 17 年度から平成 21 年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を控えていました。この期間に日本脳炎予防接種を受ける機会を逃した方は、特例措置として全 4 回の接種のうち、残りの接種を受けることができます。対象の方は母子手帳の接種歴を確認し、まだ 4 回接種が終了していない方は接種してください。

### 【特例対象者】

#### 1. 平成 19 年 4 月 1 日以前生まれで 20 歳未満の方

全 4 回の接種のうち、20 歳になる誕生日の前日までに残りの接種を受けることができます

#### 2. 平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日に生まれた方

1 期（3 回）の不足している回数を 2 期の定期接種の期間 （9 歳以上 13 歳未満）に定期接種として接種できます。

### 【接種間隔】

日本脳炎予防接種の接種歴により接種間隔が異なります。接種間隔はかかりつけ医とご相談ください。

### 【接種方法】

- 1 母子手帳で接種歴を確認する。
- 2 かかりつけ医に電話で連絡し予約をする。
- 3 母子手帳と予診票をもって、かかりつけ医で予防接種を受ける。

### 【接種可能な医療機関】

市立輪島病院・市内医療機関（たくだ皮ふ科クリニック・山岸医院を除く）  
まるおかクリニック・公立穴水総合病院・公立宇出津総合病院・珠州市総合病院

※予診票をお持ちでない方、表記以外の医療機関で接種をご希望の方は健康推進課までご連絡ください。

【問合せ先】輪島市健康推進課 電話 23-1136